

第2章 基本施策と取組の方向

【重点項目】

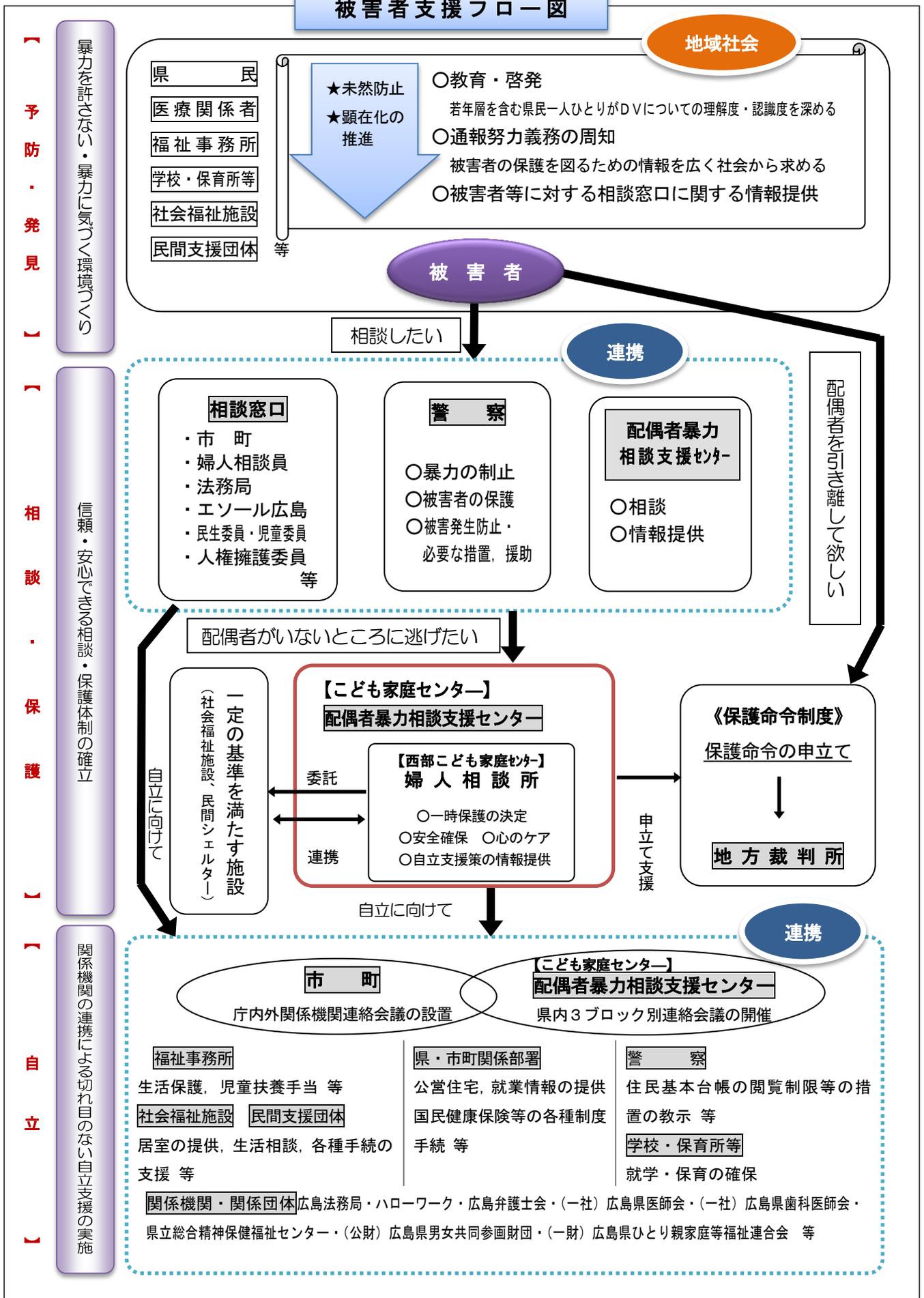
重点1	若年層を中心とした予防教育の実施
重点2	相談しやすい環境づくりの推進
重点3	相談・保護機関の対応力強化
重点4	被害者の経済的自立の促進

【施策体系】

区分	施策体系	取組	重点項目に対応する取組	
予防・発見	暴力を許さない・暴力に気づく環境づくり	1 若年層への予防教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や学校等における予防教育・啓発の充実 若年層の認識度の把握 	重点1
		2 暴力の未然防止に向けた研修・啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> 県民に対する確実な情報提供 	重点1 重点2
			<ul style="list-style-type: none"> 企業・団体等における啓発 職務関係者に対する研修等の充実(制度周知) 	重点1 重点2
			<ul style="list-style-type: none"> 県民に対する通報制度の周知 	重点2
		3 被害者を発見し、孤立させない環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係者との連携 福祉関係者、学校関係者等との連携 相談窓口への働きかけ 	重点2 重点2 重点2
			4 被害者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 被害者への情報提供 外国人への情報提供
		5 暴力の抑止に向けた取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> 加害者に自覚を促す周知等 加害者更生の取組に向けた検討 被害防止のための措置の実施 	
相談・保護	信頼・安心できる相談・保護体制の確立	1 相談体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の状況に応じた対応が可能な相談員等の育成 	重点3
			<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会との連携体制の構築 	重点3 重点4
			<ul style="list-style-type: none"> 市町における基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援 配偶者暴力相談支援センター機能の充実 	
			<ul style="list-style-type: none"> 相談体制の充実 	

区分	施策体系	取組	重点項目に対応する取組	
相談・保護	信頼・安心できる相談・保護体制の確立	2 保護体制の充実・強化	・ 被害者及び同伴児童への心理的ケア	重点3 重点4
			・ 同行支援体制の充実	
			・ 一時保護体制の充実	
		3 保護命令への対応等	・ 警察等との連携による安全確保措置の実施	
			・ 保護命令制度の周知徹底 ・ 保護命令申立てに係る支援 ・ 警察等との連携による保護対策等の実施	
自立	関係機関の連携による切れ目のない自立支援の実施	1 施設における保護の円滑な実施	・ 婦人保護施設への入所	
			・ 施設や福祉事務所等との連携強化	
			・ 高齢者への援助	
		2 就業支援機関との連携による経済的自立の促進	・ 被害者及び同伴児童への心理的ケア(再掲)	重点4 重点3
			・ 相談窓口と就業支援機関との連携強化	重点4
			・ 自立支援策の情報提供等の充実	重点4
			・ 就業の支援	重点4
		3 子供への支援の充実	・ 被害者及び同伴児童への心理的ケア(再掲)	重点4 重点3
			・ 要保護児童対策地域協議会との連携体制の構築(再掲)	重点4 重点3
			・ 子供に対する支援の充実	
		4 生活の安定と心身回復へのサポート	・ 被害者及び同伴児童への心理的ケア(再掲)	重点4 重点3
			・ 安全確保に係る支援	
			・ 手当や貸付による経済的支援 ・ 住宅確保に係る支援の充実	
		5 関係機関・団体との連携強化	・ 配偶者暴力相談支援センターを中心とした圏域内の連携	
			・ 民間団体との連携事業の推進	
・ 関係機関への働きかけ ・ 市町における基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援(再掲)				

被害者支援フロー図



第1節 予防・発見

基本施策1 暴力を許さない・暴力に気づく環境づくり

DVには、なぐる、けるなどの身体に損傷を加える行為だけでなく、精神的、経済的、性的、また、子供に暴力を見せるなど子供を巻き込んだ暴力があり、これらの暴力が複雑に重なり合っています。これらの行為は、家庭内で行われるため、外部から発見されにくいという特性があり、社会的にも、個人や家庭の問題として矮小化される傾向があります。

また、加害者に罪の意識が薄いという傾向がある一方で、被害者自身が深刻な事態にもかかわらず自分が被害者だと気付かず、「自分が我慢すれば」と忍従を重ねたり、身内に相談しても世間体を気にして我慢を強いられたりすることもあります。

県民一人ひとりが、DVについての理解を深め、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識し、DVを根絶する社会の機運を醸成することが必要です。

また、被害の深刻化を防止するために、被害者に対する相談窓口や相談によって受けられる支援などの広報に加え、DVの発見者による通報の努力義務に係る制度を県民に周知するとともに、被害者を発見しやすい立場にあると言われる医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等をいう。以下同じ。）、福祉関係者（民生委員・児童委員や人権擁護委員及び児童虐待防止・高齢者の権利擁護等の窓口となっている関係機関等をいう。以下同じ。）及び学校関係者等（学校や保育所等の子供に関わる機関の関係者をいう。以下同じ。）との連携を通じて、被害者を相談窓口へ誘導する必要があります。

さらに、加害者自身に自らの行為がDVであることを気付かせて責任を認識させるとともに、再び暴力を振るわないようにするための教育的な働きかけも重要です。

- 基本施策1では、次の重点項目を中心とした施策を展開します。

【重点項目】

重点1 若年層を中心とした予防教育の実施

重点2 相談しやすい環境づくりの推進

【施策体系】

施策体系	取組	重点項目に対応する取組
1 若年層への予防教育の充実	・家庭や学校等における予防教育・啓発の充実	重点1
	・若年層の認識度の把握	
2 暴力の未然防止に向けた研修・啓発の実施	・県民に対する確実な情報提供	重点1 重点2
	・企業・団体等における啓発	重点1 重点2
	・職務関係者に対する研修等の充実（制度周知）	重点1 重点2
3 被害者を発見し、孤立させない環境づくり	・県民に対する通報制度の周知	重点2
	・医療関係者との連携	重点2
	・福祉関係者、学校関係者等との連携	重点2
	・相談窓口への働きかけ	重点2
4 被害者への情報提供	・被害者への情報提供	重点2
	・外国人への情報提供	重点2
5 暴力の抑止に向けた取組の充実	・加害者に自覚を促す周知等	
	・加害者更生の取組に向けた検討	
	・被害防止のための措置の実施	

【重点項目に対応する指標】

重点項目	指標	現況値	目標値
1 若年層を中心とした予防教育の実施	若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の認識	—	50%以上
2 相談しやすい環境づくりの推進	「相談窓口を知らない」と答えた人の割合	16.7%	8.4%以下
	被害にあった人のうち、被害を相談した人の割合	—	男性：30% 女性：70%
	被害を相談した人のうち、公的機関に相談した人の割合	—	9.2%以上

1 若年層への予防教育の充実

目指す姿

若年層におけるDVに対する認識の向上によって、新たな被害の発生が減少しています。

現 状

- 近年、児童虐待相談件数が増加していますが、特に子供の面前で行われるDVを目撃することによる心理的虐待の通報が急増しています。また、テレビの番組やゲーム等を通じて幼少時から暴力を目にする機会も増えています。
- 「男女間における暴力に関する調査」（内閣府調査）によると、「交際相手からの暴力（デートDV）を受けたことがある」と答えた女性の数が、平成20（2008）年度に20人に1人だったものが、平成26（2014）年度には5人に1人となり、急激に増加しています。

課 題

- 幼少期の虐待や暴力に関する経験が、将来の暴力の容認につながらないように、学校、幼稚園、保育所等での人権教育と併せて、地域における人権教育も重要です。
- 思春期や青年期などの若い男女間で生じているデートDVが、結婚後のDVにつながらないように、若年層に対して男女の人権尊重に向けた啓発や人権教育が必要です。
- また、若年層のデートDVに関する認識を把握し、効果的な施策展開を行う必要があります。

具体的取組

取 組	内 容
家庭や学校等における予防教育・啓発の充実 重点1	・若年層とその保護者に対し、自分も被害者や加害者になる可能性があることなど、男女間の暴力の問題についての認識度が高まるよう、県広報紙（誌）やホームページ、パブリシティ等を活用した広報やリーフレットの配布を行います。
	・学校、地域等において、「広島県人権教育推進プラン」（平成14（2002）年12月策定）に基づき、学校教育及び社会教育における人権教育を推進します。

	<ul style="list-style-type: none">・学校では、幼児児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて、道徳や各教科等における学習内容を適切に指導することにより、人権尊重の理念についての正しい理解が深まるよう取り組みます。
	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒向けのデートDVに係る啓発・学習資料の活用等により、望ましい人間関係の在り方と規範意識の育成に取り組みます。
	<ul style="list-style-type: none">・デートDVに係る教師用指導資料の周知を図るなど、教職員の意識啓発と指導力の向上を推進します。
若年層の認識度の把握	<ul style="list-style-type: none">・取組効果を測る指標として、若年層における暴力の認識などを把握するため、県内の高校及び大学への調査を行います。

■児童虐待

保護者などによる、子供の心身の成長や発達に有害な影響を及ぼす行為をいいます。「児童虐待防止法」では、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢、放置）及び心理的虐待が児童虐待と定義されています。

2 暴力の未然防止に向けた研修・啓発の実施

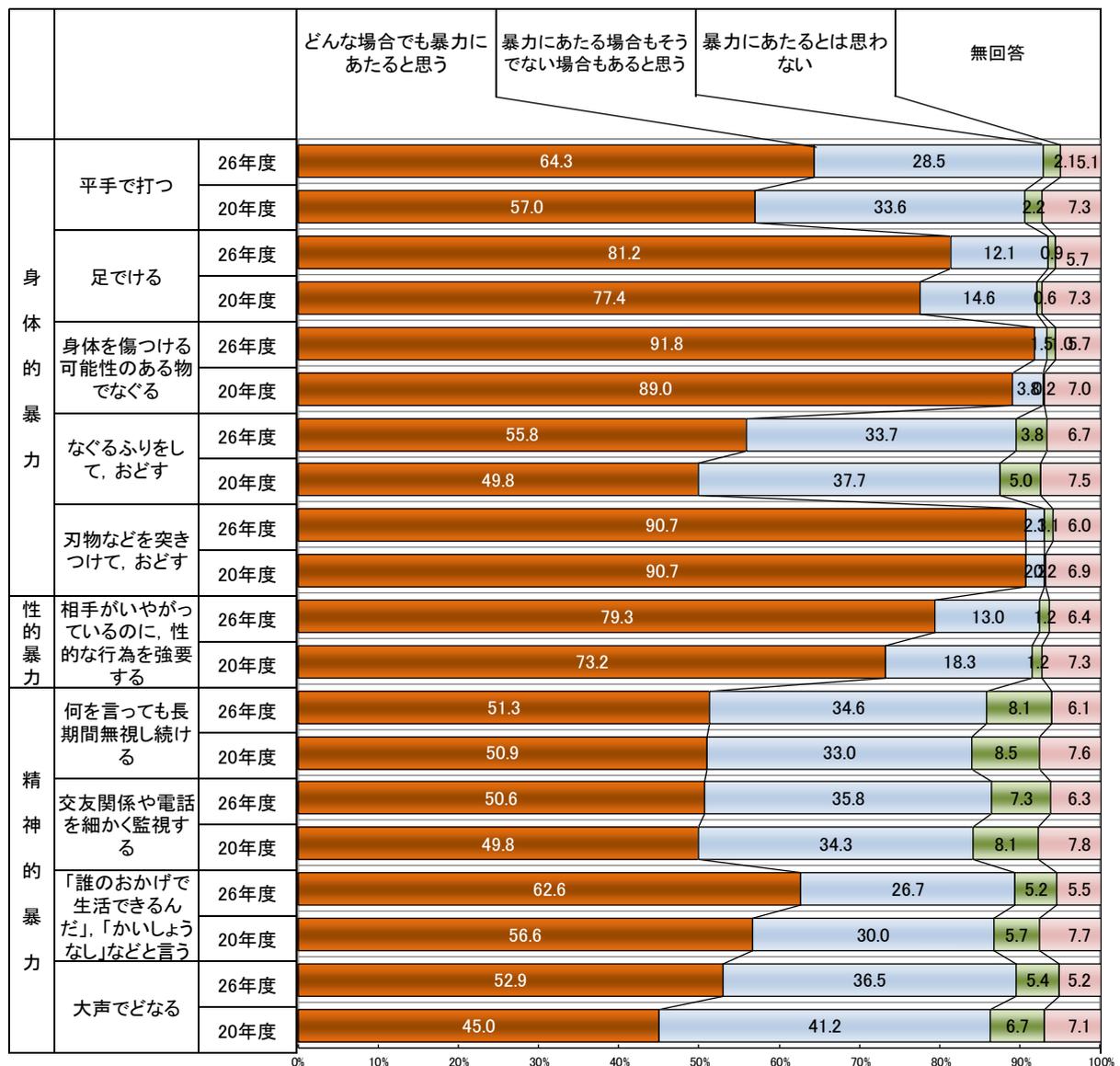
目指す姿

DVに対する認識の更なる向上によって、被害防止の機運が醸成されています。

現 状

- 平成26（2014）年度に行った広島県政世論調査では、DVの認識について、身体的、性的及び精神的暴力のほぼ全ての項目で、6年前の調査より上昇しています（平均+4.1ポイント）。また、精神的暴力については、暴力と認識する人の割合が低い傾向が見られます。

DVの認識



(広島県政世論調査)

- 被害者が勇気を出して身近な人に相談した場合に、相談された人のDVに対する認識が低いために、「愛されている証拠」、「どこの家庭も同じ」などの誤ったアドバイスを受けることで、被害者がさらに我慢を重ね、結果的に心身に深刻な被害を受けるまで、DVの発見が遅れる可能性があります。

課題

- DVを確実に減らしていくためには、より一層、DVについての県民の認識度を高めるための啓発活動を推進する必要があります。
- DVに対する認識度が低ければ、誰もが被害者・加害者になりうるということを踏まえ、まだDVの経験はないものの、DVを容認する意識を持っている潜在的被害者・潜在的加害者に対して、初発防止の取組を進めていく必要があります。

具体的取組

取組	内容
県民に対する確実な情報提供 重点1 重点2	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力もDVであることなど、DVについての認識度が高まるよう、県広報紙（誌）やホームページ、パブリシティ等を活用した広報やリーフレットの配布を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県人権啓発推進プラン」に基づき、「女性に対する暴力をなくす運動」や「ヒューマンフェスタひろしま」等を通じて人権啓発への取組の推進に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」に基づき、男女共同参画を推進するための啓発を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市町に対し、広報誌等により地域住民・地域団体等がDVについて理解を深めるための啓発を行うよう働きかけます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、各種の広報媒体等を有機的に活用し、必要な人に必要な情報を届ける視点から、効果的な情報提供に努めます。
企業・団体等における啓発 重点1 重点2	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・団体等が自主的に行う啓発等の取組に対し、協力・支援を行います。

職務関係者に対する研修等の充実（制度周知） 重点1 重点2	・行政職員，警察職員，医療関係者，福祉関係者，学校関係者等に対し，DV防止法の趣旨及び仕組みについて研修等を実施し，周知徹底を図ります。
--	--

3 被害者を発見し、孤立させない環境づくり

目指す姿

関係機関の連携により、被害者を発見・通報する体制が構築されています。

現 状

- DV防止法第6条では、被害者（身体に対する暴力を受けた者に限る。）を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めることとなっています。
- しかし、DVは家庭内で起こることが多く、外部からの発見が困難である上、被害者自身が誰かに相談することをためらうことで、被害が潜在化しやすい傾向にあるため、発見や通報は容易ではありません。
- 医療関係者は、その職務上、被害者を発見しやすい立場にありますが、児童虐待のケースと違い、被害者は判断力のある大人であるため、原則、本人の意思を確認した上で、配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報することができることになっています。

課 題

- 被害者の身近な相談者である福祉関係者や、子供の異変からDVを発見しやすい立場にある学校関係者等は、配偶者暴力相談支援センターや婦人相談員、市町の担当部署との連携を図りながら、被害者の早期発見につなげていく必要があります。
- 医療関係者、社会福祉施設等職員や、地域包括支援センター等の関係機関が、患者や利用者のけがや症状及び生活状況等から異変を察した場合は、早期に必要な情報提供や相談機関への引継ぎに努める必要があります。

具体的取組

取 組	内 容
県民に対する通報制度の周知 重点2	・県民に対し、DVに関する啓発・広報を行うとともに、DV防止法の趣旨に沿って通報が行われるよう周知を図ります。

医療関係者との連携 重点2	・DV相談対応マニュアルの配付などにより、医療関係者に対して、被害者に相談窓口、医療保険制度に関する助言を行うことや、配偶者暴力相談支援センター等に通報するなどの積極的な支援が行われるよう働きかけます。
福祉関係者、学校関係者等との連携 重点2	・福祉関係者、学校関係者等を対象に開催される研修会等に被害者の支援に関わる県職員等を講師として派遣し、DV防止法の周知を図り、被害者の早期発見につながる積極的な情報提供を行います。
相談窓口への働きかけ 重点2	・住民に身近な市町の相談窓口に対し、被害者が相談しやすい環境づくりがされるよう働きかけます。

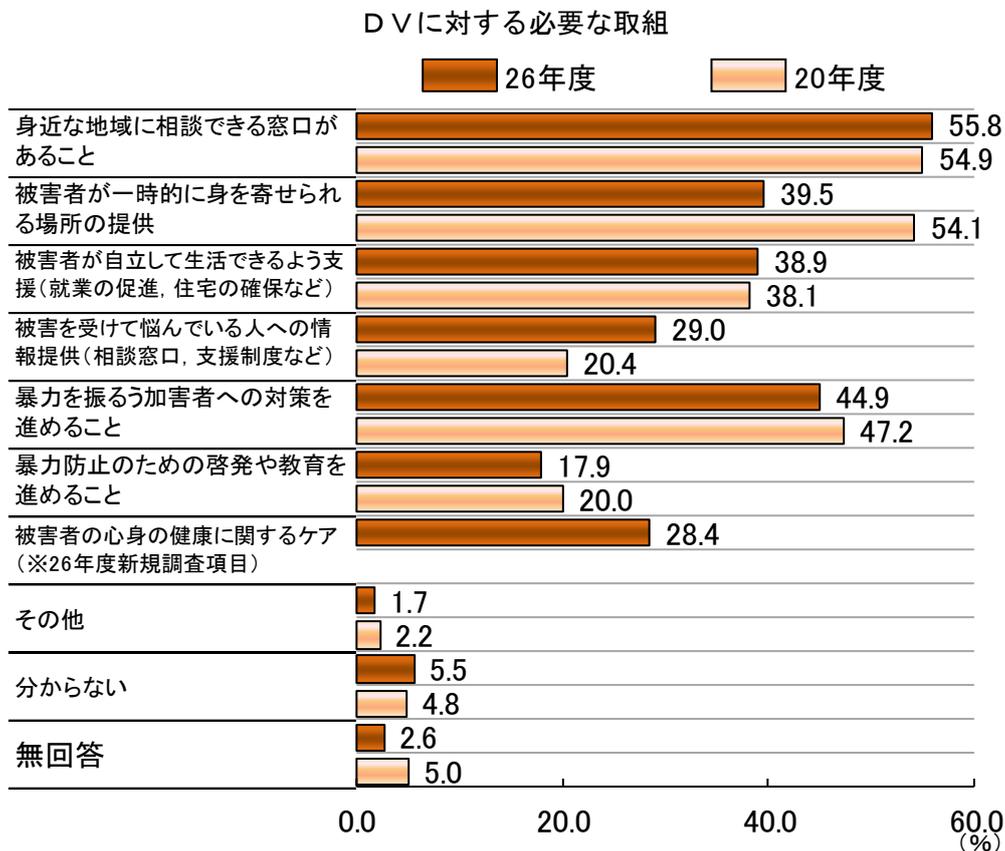
4 被害者への情報提供

目指す姿

相談窓口や支援内容に関する周知が進み、被害者が我慢することなく早期に身近な機関に相談しています。

現状

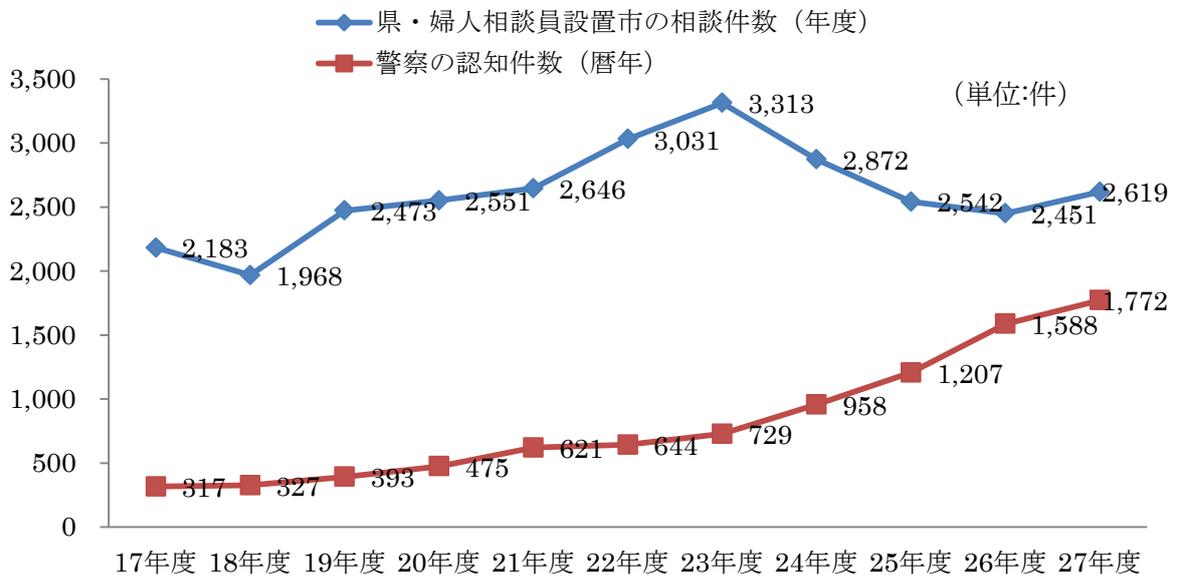
- 広島県政世論調査結果では、DVに対する必要な取組として、55.8%の人が「身近な地域に相談できる窓口があること」と答えています。



(広島県政世論調査)

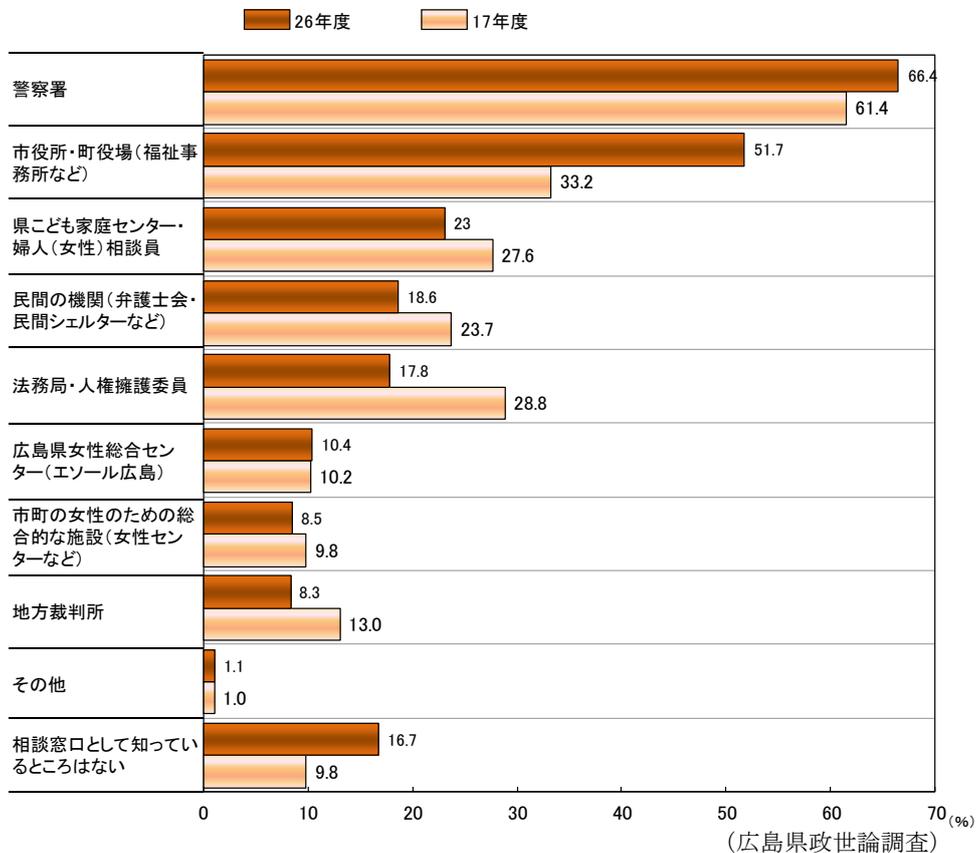
- 県警におけるDV事案認知件数は増加していますが、県及び市が開設している相談窓口の認知度は低く、その相談件数は減少傾向にあります。

相談件数と認知件数の推移



(広島県子ども家庭センター・広島県警察本部資料)

知っているDV相談窓口



課題

- 相談窓口が分からない、どの程度で相談したらいいのかわからない、相談するのが恥ずかしい、相談に対する不安があるなどが要因となって、被害者の相談行動につながりにくい実態があると考えられることから、相談窓口の周知や、相談しやすい窓口の環境づくりなどが求められます。
- 被害の潜在化、深刻化を防止するためには、日頃から身近なところで相談でき、被害者が自立に向けた支援制度等をより多く知ることができる環境を整備することが必要です。

具体的取組

取組	内容
被害者への情報提供 重点2	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町等の相談窓口や受けられる支援内容に加え、相談の秘密が守られること、相談によって改善が可能であることなどを広報することで、被害者の相談行動を促します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、スーパーマーケット、美容院など県民が日常生活の中で訪れることの多い場所において、啓発リーフレットの配布や相談窓口を記載したカードやステッカー等の配置などの情報提供に努めます。また、実施に当たっては、トイレ、洗面所や授乳室に置くなど、人目を気にせず情報が入手できるような工夫を行います。
外国人への情報提供 重点2	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語のリーフレットの作成や関係機関と連携した情報提供に努めます。

5 暴力の抑止に向けた取組の充実

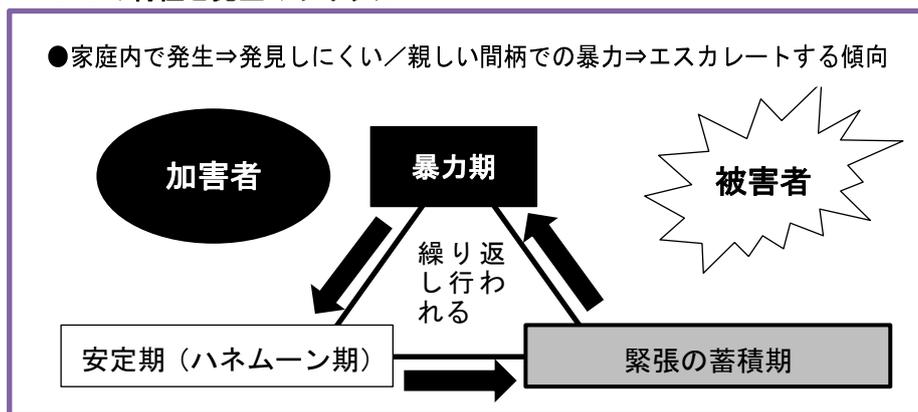
目指す姿

加害者が自らのDVに気づくとともに、その行為に対する責任を認識し、再び暴力を振るわないようにするための対策が講じられています。

現 状

- 加害者に「自分の行為がDVである」との自覚がないことや、加害者が「DVである」と気づいても相談できる場所がないことが要因になり、暴力がエスカレートし、再発するケースが多くなっています。

《DVの特性と発生のサイクル》



※このサイクルは、アメリカの心理学者レノア・ウォーカーが、多くのDV被害を受けた女性から聞き取りをした結果、明らかにした理論です。

課 題

- DVの再発を防止するためには、警察による加害者への取締りなどによる暴力の抑止及び被害者の保護による安全確保だけでなく、加害者にDVが犯罪行為だという自覚を促し、更生させるための取組が重要です。

具体的取組

取 組	内 容
加害者に自覚を促す周知等	・加害者更生に取り組む団体と関係機関が連携し、加害者に自分の行為がDVであることを気付かせて罪の意識を芽生えさせるとともに、DVに至った誤った意識を払拭させる周知・広報に取り組めます。

加害者更生の取組に向けた検討	<ul style="list-style-type: none">・リスク・アセスメントにより、危険度を的確に把握し、被害者の安全を確保したうえで、加害者に対して適切なアプローチを行う取組を検討することとし、医療機関や関係団体等に対し働きかけるとともに、連携体制の構築を図ります。
被害防止のための措置の実施	<ul style="list-style-type: none">・国において、加害者更生に関する調査研究が継続して実施されていることから、その動向を注視し、上記の取組に反映させます。 <ul style="list-style-type: none">・警察は、DVが行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、被害者の保護を引き続き実施します。また、被害者の意思等を踏まえ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど、引き続き被害の発生を防止するための措置を講じます。

第2節 相談・保護

基本施策2 信頼・安心できる相談・保護体制の確立

被害者からの相談については、平成14（2002）年4月から西部こども家庭センター（婦人相談所）を、平成17（2005）年7月からは東部及び北部こども家庭センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置付け、県内3か所のこども家庭センターにおいて、市町、警察、法務局等の関係機関と連携しながら対応しています。

また、県内8市において婦人相談員が設置されるとともに、全ての市町で被害者の相談窓口が設置され、県民の身近な地域での相談体制が確保されています。

これらの県や市町等の相談窓口が適切に機能するとともに、相談を受ける側の不適切な対応により、被害者に更なる被害（以下「二次的被害」という。）が生じないように、相談業務に携わる職員の資質の向上を図るための研修を充実する必要があります。

また、被害者や同伴する家族の身の安全を確保することが重要です。

被害者を緊急保護するため、西部こども家庭センター（婦人相談所）で被害者やその同伴する家族の一時保護の決定を行っています。

配偶者から身体に対する暴力を受けた被害者が、更なる身体に対する暴力を受けることによりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合には、裁判所が被害者からの申し立てにより、加害者に対して、「被害者への接近禁止」、「被害者の子への接近禁止」、「被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去」等を内容とする「保護命令」を発令し、被害者の生命又は身体の安全を確保しようとする保護命令制度が整えられています。

■ 婦人相談員

DV防止法により、婦人相談員は被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができることとされています。

- 基本施策2では、次の重点項目を中心とした施策を展開します。

【重点項目】

重点3 相談・保護機関の対応力強化

【施策体系】

施策体系	取組	重点項目に対応する取組
1 相談体制の充実・強化	・被害者の状況に応じた対応が可能な相談員等の育成	重点3
	・要保護児童対策地域協議会との連携体制の構築	重点3 (重点4)
	・市町における基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援	
	・配偶者暴力相談支援センター機能の充実	
	・相談体制の充実	
2 保護体制の充実・強化	・被害者及び同伴児童への心理的ケア	重点3 (重点4)
	・同行支援体制の充実	
	・一時保護体制の充実	
	・警察等との連携による安全確保措置の実施	
3 保護命令への対応等	・保護命令制度の周知徹底	
	・保護命令申立てに係る支援	
	・警察等との連携による保護対策等の実施	

【重点項目に対応する指標】

重点項目	指標	現状値	目標値
3 相談・保護機関の対応力強化	相談員向け研修で学んだ知識と相談技術の発揮度	—	95%以上
	要保護児童対策地域協議会と連携したDV防止ネットワーク設置市町数	15市町	全市町
	被害にあった人のうち、被害を相談した人の割合(再掲)	—	男性：30% 女性：70%
	被害を相談した人のうち、公的機関に相談した人の割合(再掲)	—	9.2%以上

1 相談体制の充実・強化

目指す姿

被害者の心身の状態や児童の同伴など個々の状況に応じた適切な相談を受けられる環境が整っています。

現 状

- 県の子ども家庭センター（配偶者暴力相談支援センター）では、月曜日から金曜日の午前10時15分から午後5時まで、被害者からの電話相談・来所相談に対応するとともに、休日昼間（土・日・祝 午前10時から午後5時まで）・平日夜間（月～金 午後5時から午後8時まで）においても電話相談を実施しています。
- DV防止法において、県及び市町は、適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう求められており、平成25（2013）年度から、その重要な機能である相談窓口が全市町に設置されています。
- 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、三次市及び庄原市の8市には、婦人相談員が設置されており、当該市における相談業務を行っています。
- 相談者や相談内容の多様化に対して、相談員による適切な対応や支援が困難なケースが生じています。
- 被害者の逃避先情報の開示事故や相談窓口の職員に対する威嚇など、全国で加害者の追及によるリスクが発生しています。
- 平成13（2001）年度に全県域を対象とした関係機関連絡会議を、また、平成14（2002）年度には各子ども家庭センターの圏域ごとに、ブロック別の関係機関連絡会議を発足させ、県の配偶者暴力相談支援センターを中心にDV被害者保護や支援に関する情報交換及び事例検討等を行い、関係機関の連携に努めています。
- 平成28（2016）年6月現在、県内15市町（広島市、竹原市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町）において、要保護児童対策地域協議会と連携したDV防止ネットワークが構築され、相談から自立支援まで関係部署が連携した一体的な支援施策の推進が図られています。

課 題

- 被害者からの多種多様な相談ニーズに、迅速に対応できる体制を整備するとともに、その周知を図ることが必要です。
- 婦人相談員未設置の市への設置の働きかけやDV相談窓口の充実強化を図るとともに、被害者が県内のどこに住んでいてもより身近なところで相談することができ、迅速で適切な支援が受けられるよう、DV防止法に基づく市町配偶者暴力相談支援センターの設置を促進する必要があります。
- 住民に身近な相談相手である民生委員・児童委員等が相談機能を担える体制づくりを推進することが必要です。
- 複雑・困難な相談の増加に対応するため、また、相談機関での不適切な対応や、DVを理解していない職員の言動による二次的被害を防止するため、引き続き職務関係者の資質の向上と研修の充実に努める必要があります。
- 知的・精神的障害に関する専門的な知識の習得を促進するなどにより、相談員等の資質の向上を図ることが必要です。
- 医療従事者等の職務関係者が異変を察した場合は、早期に相談機関に関する必要な情報を提供し又は相談機関への引継ぎを行うことが求められますが、プライバシーへの配慮、個人情報の管理などについて十分注意することが必要です。
- 被害者や子供等の安全確保対策などに十分配慮し、住民基本台帳の閲覧・写しの交付制限等二次的被害の防止や守秘義務の徹底について、関係職員一人ひとりが自覚し、関係部署と連絡調整を図りながら職務を行う必要があります。
- 配偶者暴力相談支援センターや婦人相談員、市町の担当部署は、診療等を通じて被害者を発見しやすい立場にある医療関係者や、被害者の身近な相談者である福祉関係者、子供の異変からDVを発見しやすい立場にある学校関係者等との連携を図りながら、被害者の早期発見につなげていくことが必要です。
- 性被害に遭われた方は、心身に大きなダメージを受けているにも関わらず、被害が潜在化して、支援を受けられない状況にあります。

具体的取組

取組	内容
被害者の状況に応じた対応が可能な相談員等の育成 重点3	・ 婦人相談員等の人材育成をより具体的・計画的に推進していくため、コンピテンシー(単なる知識や技能だけではなく、態度などを含む様々な資質・能力を活用して、複雑な要求・課題に対応することができる実践能力や行動特性)モデルを作成します。
	・ 西部子ども家庭センター(婦人相談所)において、婦人相談員等に対し、コンピテンシーモデルに基づいた体系的な研修を行います。
	・ 婦人相談員は、各種制度を熟知して被害者に適切な助言を行うことが必要であり、福祉関係職員の専門研修等への参加や全国婦人相談員研究協議会等に計画的に派遣し、資質の向上を図ります。
	・ 警察職員、医療関係者、福祉関係者及び学校関係者等の職務関係者等に対して、各機関の会議や研修会の場を活用して、DVの特性、二次的被害防止のために配慮すべき事項、被害者の安全確保及び職務の適切な執行について、実務的な研修を行います。
	・ 婦人相談員、一時保護施設等職員、市町の相談窓口担当者等が被害者の状況から障害の有無を把握し、医療機関、障害者施設等の関係機関の支援につなぐなど、状況に応じた適切な支援が提供できるよう、専門的な知識の習得の促進及び関係機関との緊密な連携の推進に努めます。
	・ 市町の障害者相談窓口に対し、障害者の虐待防止・権利擁護に関する研修を行い、障害を有する被害者等への適切な支援について周知を図ります。
要保護児童対策地域協議会との連携体制の構築 重点3 重点4	・ 市町DV防止ネットワークが構築され、要保護児童対策地域協議会と連携した地域の見守り体制が確保されるよう、未整備の市町に対して支援を行います。
市町における基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援	・ 市町に対する情報提供や助言を行い、基本計画の策定が円滑に進むよう働きかけます。
	・ 市町への婦人相談員の設置による支援体制の強化や、配偶者暴力相談支援センターの設置について、市町に助言や情報提供等を行います。
配偶者暴力相談支援センター機能の充実	・ 子供と家庭の総合相談窓口としての子ども家庭センターのメリットを十分に活かし、それぞれの職務の連携に努めます。また、本県におけるDV相談支援の中核機関としての機能を果たすよう、心理的ケアが必要な被害者への対応、法手続きに対する支援等について、最新の情報を入手するとともに、ノウハウを蓄積し、専門性の強化を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども家庭センター，総合精神保健福祉センター，市町保健センター等関係機関との連携により被害者の心のケアに努めます。 ・ 被害者の状態に併せて同伴する子供の状態についても十分把握し，子供と家庭に関する総合的機関である子ども家庭センターのメリットを十分に活かし，それぞれの職務の連携により子供の心のケア等について総合的な支援を行います。 ・ 相談業務を行う市町や法務局，民間団体等の関係機関等と連携し，相談者への適切な支援に努めます。
(休日・夜間電話相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・ DVによる被害の発生が多い休日や夜間の電話相談について，引き続き実施します。
(外国人通訳等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人や障害のある被害者からの相談には外国語通訳や手話通訳による対応など情報伝達手段の確保に努めるとともに，合理的な配慮を行います。 ・ 外国人からの相談に対しては，外国語リーフレットを作成するとともに，必要に応じて通訳を確保します。 ・ ひろしま国際センター内において，多言語による「外国人相談窓口」を運営し，相談の中でDVに係るものがある場合には，西部子ども家庭センター（婦人相談所）と連携して支援を行います。
(弁護士相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的支援を必要とする相談に対しては，弁護士の助言を得られる体制を整備します。
相談体制の充実	
(学校等の相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等においては，子供に対する心のケアの実施について，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなどの支援を行います。
(警察の相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察においても，引き続き各警察署や交番・駐在所で被害者からの相談に応じます。 ・ 女性の被害者や相談者（以下「女性被害者等」という。）からの警察安全相談の受理に当たっては，相談室又は外部から視認できない相談ブースにおいて行うなど，女性被害者等のプライバシーの保護に配慮します。 ・ 女性安全ステーションでは，プライバシーに配慮した専用スペースを確保し，女性警察官が女性被害者等の心情に配慮して対応します。 ・ 関係場所を管轄する都道府県警察，警察署間で情報を共有し，連携して対応します。
(エソール広島の相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活上の様々な悩みについての相談に応じる「エソール広島相談事業」を実施する（公財）広島県男女共同参画財団を支援します。

(地域の相談体制づくり)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な相談相手であり、また、市町や専門相談機関とのパイプ的な役割を担う民生委員・児童委員や人権擁護委員及び被害を発見しやすい立場にある保健師や保育士等に対し、被害の実態と対応等についての研修を行い、地域における相談体制づくりを支援します。 ・職務関係者による二次的被害を引き起こさないためにも、DV相談対応マニュアルを適宜改定し、内容を充実していきます。
(性被害に遭われた方の支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・性被害に遭われた方が、被害を抱え込まず、安心して、被害直後から総合的な支援を受けることができる環境を実現するため、ワンストップで支援を行える体制を整備します。

■コンピテンシーモデルとは

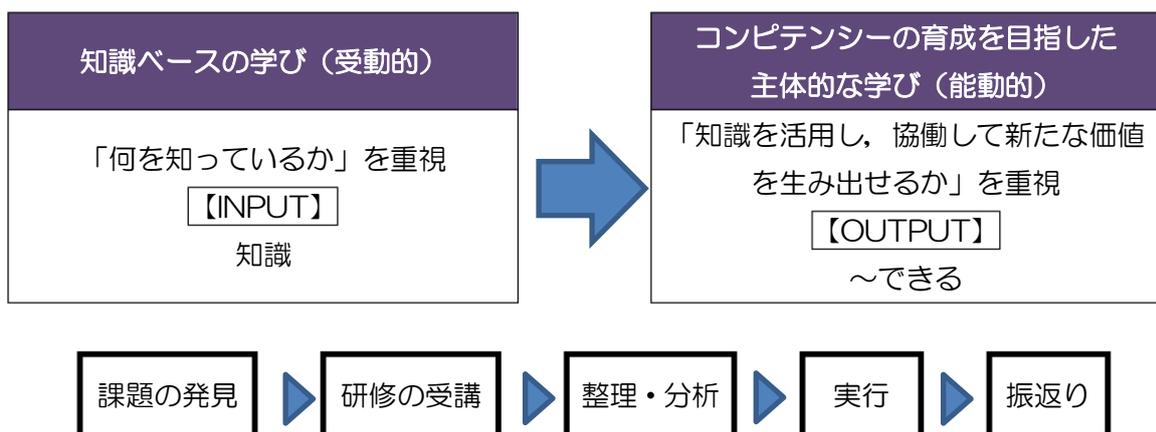
コンピテンシー：単なる知識や技能だけではなく、態度などを含む様々な資質・能力を活用して、複雑な要求・課題に対応することができる実践能力や行動特性

コンピテンシーモデル：コンピテンシーを経験年数別、項目別に類型化したもの

(項目例) 達成力、使命感、組織関係力、対人関係力、スキル、思考力 等

■課題発見による研修受講

研修を受講する相談員等一人ひとりが、コンピテンシーモデルをもとに客観的に自己評価した結果、自らの実力として実感できるものはさらに伸ばし、不十分と感じる部分はそれを自らの意思で期待されるレベルまで高めようと努力することで、これまでの知識ベースの学びに加え、コンピテンシーの育成を目指した主体的な学びを促します。



2 保護体制の充実・強化

目指す姿

被害者が、関係機関の連携による安全安心な環境の下で、適切な保護を受けられる環境が整っています。

現 状

- 被害者及び同伴する家族に緊急避難が必要な場合は、西部子ども家庭センター（婦人相談所）が一時保護を決定しています。また、被害者の一時保護の委託先として、社会福祉施設3か所及び民間シェルター2か所を確保しています。
- 被害者の一時保護の決定は24時間体制で行っており、一時保護期間は、他の施設等への入所等の措置が執られるまでの間や、相談・援助を行うために必要な最低限の期間として概ね2週間とされていますが、被害者の状況等により、弾力的な運用を行っています。
- 一時保護中は、被害者の心身の健康状態等を観察し、一時保護担当職員、婦人相談員、精神科医及び心理担当職員等が必要な支援を行っています。
- 加害者からの追跡がある場合には、被害者の身の安全を確保するため、必要に応じて、所轄警察署へ連絡するなどの対応を行っています。
- 一時保護が必要な被害者は、相談窓口等の機関が西部子ども家庭センター（婦人相談所）への同行支援を行っています。
- 被害者の生命若しくは身体に危険が及ぶおそれがある場合には、必要に応じて警察と連携して同行支援を実施しています。
- 被害者の状況に応じた保護を実施するため、他の都道府県との情報交換に努めるとともに、必要に応じて、県外の婦人相談所との広域連携を行っています。

課 題

- 被害者の安全確保や被害者の状況に応じた保護を実施するため、引き続き、一時保護委託が可能な民間シェルターを確保する必要があります。
- 一時保護後も心理的ケアを必要とする被害者や同伴する子供に対しては、一時保護期間中の

精神医学的・心理学的観点及び行動観察等による多角的アプローチから退所後のケア（被害者の継続支援）や関係機関につなぐ（総合精神保健福祉センターの相談窓口の紹介など）ことが必要です。

- 一時保護支援を行う側に、知的・精神的障害に関する専門性を付与するなど、一時保護施設職員等の資質の向上を図ることが必要です。
- 障害のある被害者の場合には、手話通訳等による情報伝達手段の確保や一時保護所の環境の整備又は障害の状態に応じた保護ができる一時保護委託施設を確保する必要があります。
- 被害者が高齢の場合や同居高齢者がいる場合には、市町や地域包括支援センター等の高齢者福祉関係機関と連携することが必要です。
- 被害者を一時保護する際など、特に休日や夜間における被害者の同行支援に当たっては、安全に配慮した方法を確保することが必要です。
- 加害者の追及から逃れるために県外の施設での保護を必要とする場合があり、他の都道府県との相互条件による適切な対応が必要です。

具体的取組

取 組	内 容
被害者及び同伴 児童への心理的 ケア 重点3 重点4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども家庭センター，総合精神保健福祉センター，市町保健センター等関係機関との連携により，相談・保護から自立までの一貫した心のケアにより，被害者及び同伴児童の自立を支援します。
同行支援体制の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護を行う場合の同行支援について，相談を受けた機関が，西部子ども家庭センター（婦人相談所），警察等の関係機関と連携し，迅速かつ適切な対応ができる体制を確保します。 ・ 休日や夜間に緊急保護が必要となった場合や，直ちに一時保護所への来所が困難な場合の避難場所を各地域に確保するなど，被害者の心情に配慮した一時保護の受入体制を検討します。 ・ 西部子ども家庭センター（婦人相談所）から一時保護委託施設等の関係機関への同行支援は，被害者の精神的安定に配慮しながら実施します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から他の都道府県との情報交換等の連携に努めるとともに、県域を越えた被害者の送り出しや受け入れなどの円滑な実施に努めます。
一時保護体制の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所では、被害者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けられることができるという気持ちを持つよう、被害者に寄り添いながら、疾病や心身の健康状態等により必要な医学的・心理学的支援を行うとともに、被害者への積極的な情報提供や関係機関との連携による社会資源の活用を図り、被害者の意思を尊重した支援に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者が同伴する子供が学齡児や幼児の場合には、学習支援や母親に代わって保育を実施します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語通訳や手話通訳による情報伝達手段の確保により、一時保護期間中のコミュニケーションの充実に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人が運営するシェルターが安定的に運営できるよう引き続き支援します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者が障害を有する場合等、被害者の状況に応じた一時保護委託の実施が可能となるよう一時保護委託施設の確保に努めます。
警察等との連携 による安全確保 措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者を一時保護した場合には、本人の意向に基づき、加害者から提出される被害者の行方不明者届を受理しないように、速やかに警察本部を通じて所轄警察署へ連絡を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・警察、配偶者暴力相談支援センター、市町等の関係機関は、相互に連携し、一時保護中及び一時保護所退所（委託により被害者の一時保護を実施し、その被害者が民間シェルター等の一時保護委託施設を退所した場合を含む。以下同じ。）後の被害者の情報を加害者に知られることのないように配慮するとともに、情報の共有を図り、被害者の安全確保に努めます。

3 保護命令への対応等

目指す姿

被害者が、保護命令の発令によって、地域で安全に安心して生活しています。

現 状

- 配偶者暴力相談支援センターにおいて、保護命令制度の利用について、被害者に情報提供や助言を行うとともに関係機関への連絡等を行っています。
- 西部子ども家庭センター（婦人相談所）が行う一時保護期間中に保護命令の申立てをする被害者に対しては、必要な助言を行うとともに、地方裁判所への同行支援を行っています。
- 保護命令が発令された場合は、被害者との連携を密にして対応措置を教示する一方、加害者に対しては、被害者への危害防止の措置として保護命令を遵守するよう指導又は警告を行い、具体的な事案発生時には検挙措置を講じています。

課 題

- DV相談窓口の広報や情報提供とあわせて市町や学校等関係機関に、保護命令制度の周知を図り、被害者の安心感を高めることが必要です。
- 一時保護期間中に保護命令の申立てを行う必要がある場合、申立て費用の支援が必要な場合があります。
- 子供への接近禁止命令が発令された場合には、学校、幼稚園、保育所等における適切な対応が必要です。

■保護命令

配偶者から、身体的暴力又は生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体的暴力（脅迫を受けた被害者の場合は、将来的な身体的暴力）によって、生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型があります。

具体的取組

取組	内容
保護命令制度の周知徹底	・市町等の相談窓口へ保護命令制度の周知徹底を図り、被害者が速やかに安心して制度を利用できるよう、情報提供や助言を行います。
	・学校、幼稚園、保育所等において被害者及び同伴する子供の身の安全を守るための適切な対応ができるよう、関係機関や市町教育委員会への保護命令制度の周知徹底を図り、必要に応じて、指導・助言等を行います。
保護命令申立てに係る支援	・一時保護期間中に保護命令を申立てる被害者に対しては、必要に応じて弁護士による助言が受けられるよう努めるとともに、地方裁判所への同行支援を実施します。
	・一時保護期間中に保護命令の申立てを行う必要がある場合で、申立て費用を所持していない被害者に対する減免制度の創設について引き続き国への要望を行います。
警察等との連携による保護対策等の実施	・保護命令が発令された場合、警察は被害者に対する保護対策、被害者の関係者に対する防犯指導を推進する一方、加害者に対して保護命令の内容を認識させるとともに遵守するよう指導・警告を行います。また、保護命令違反が生じた場合は、適時適切な検挙措置を講じます。
	・学校等においても、子供の身の安全が確保できるよう、警察等と連携して適切な対応を行います。

第3節 自立

基本施策3 関係機関の連携による切れ目のない自立支援の実施

被害者が自立し、安心して生活するためには、就業や住宅の確保のほか様々な支援制度の活用等が必要であり、このような制度そのものの充実とともに、関係機関の情報の収集や関係機関相互の連携が必要です。

また、被害者の保護と自立支援のためには、配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所等の県、市町の関係機関、法務局、婦人保護施設や母子生活支援施設などの社会福祉施設、民間団体等が共通認識を持ち、日々の相談や保護、自立支援等で緊密に連携し、実効性のある施策を推進していくことが必要です。

さらに、本県では、全ての市町に福祉事務所が設置され、基礎的な福祉サービスの提供体制が整っていることから、市町では相談から自立支援まで関係部署が連携した一体的な支援が可能です。そのため地域においては、市町を中心とした関係機関のネットワークを構築し、被害者に対するより効果的な支援が行われることが望まれます。

■ 基本施策3では、次の重点項目を中心とした施策を展開します。

【重点項目】

重点4 被害者の経済的自立の促進

【施策体系】

施策体系	取組	重点項目に対応する取組
1 施設における保護の円滑な実施	・ 婦人保護施設への入所	
	・ 施設や福祉事務所等との連携強化	
	・ 高齢者への援助	
2 就業支援機関との連携による経済的自立の促進	・ 被害者及び同伴児童への心理的ケア（再掲）	重点4 （重点3）
	・ 相談窓口と就業支援機関との連携強化	重点4
	・ 自立支援策の情報提供等の充実	重点4
	・ 就業の支援	重点4
3 子供への支援の充実	・ 被害者及び同伴児童への心理的ケア（再掲）	重点4 （重点3）
	・ 要保護児童対策地域協議会との連携体制の構築（再掲）	重点4 （重点3）
	・ 子供に対する支援の充実	
4 生活の安定と心身回復へのサポート	・ 被害者及び同伴児童への心理的ケア（再掲）	重点4 （重点3）
	・ 安全確保に係る支援	
	・ 手当や貸付による経済的支援	
5 関係機関・団体との連携強化	・ 配偶者暴力相談支援センターを中心とした圏域内の連携	
	・ 民間団体との連携事業の推進	
	・ 関係機関への働きかけ	
	・ 市町における基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援（再掲）	

【重点項目に対応する指標】

重点項目	指標	現状値	目標値
4 被害者の経済的自立の促進	就業希望者に占める就業者の割合	—	85%以上
	要保護児童対策地域協議会と連携したDV防止ネットワーク設置市町数（再掲）	15市町	全市町

1 施設における保護の円滑な実施

目指す姿

関係機関が連携し、婦人保護施設、母子生活支援施設等に入所した被害者の状況に応じた効果的・継続的な支援が実施されています。

現 状

- 婦人保護施設での保護が必要な被害者については、西部こども家庭センター（婦人相談所）が婦人保護施設への入所を決定し、施設入所期間中は、西部こども家庭センター（婦人相談所）と婦人保護施設が連携して支援しています。
- 同伴する子供のいる被害者で母子生活支援施設への入所が適切である場合には、福祉事務所と連携し、福祉事務所において入所を決定しています。
- 婦人保護施設、母子生活支援施設等の施設において、指導員等が生活相談やハローワーク等への同行支援を行っています。

課 題

- 一時保護所退所後も保護が必要な被害者については、被害者の自立支援の視点に立った関係機関の連携が必要です。

具体的取組

取 組	内 容
婦人保護施設への入所	・一時保護所退所後、婦人保護施設での保護が必要な被害者については、西部こども家庭センター（婦人相談所）が、婦人保護施設への入所を決定するとともに、入所期間中は、被害者の処遇について婦人保護施設との間で定期的に協議します。
施設や福祉事務所等との連携強化	・被害者の母子生活支援施設への入所事務手続きが円滑に行われるよう、福祉事務所等と連携します。 ・婦人保護施設等施設における被害者への自立に向けた支援の充実のため、関係機関の連携が図られるよう調整に努めます。
高齢者への援助	・高齢の被害者又は被害者と同居している高齢者の心身の状況によっては、介護サービスの利用や特別養護老人ホーム等への措置も考えられます。適

切な対応が行われるよう、市町や地域包括支援センターへの助言・支援に努めます。

■ 婦人保護施設

売春防止法に基づき設置され、もともとは売春を行うおそれのある女子を収容保護する施設でしたが、現在では、家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性も保護の対象としています。DV防止法により、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができることが明確化されました。

■ 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる女子とその者が監護する児童を入所させて保護するとともに、自立促進のために生活を支援し、併せて退所した者に対し相談や援助を行う施設です。

2 就業支援機関との連携による経済的自立の促進

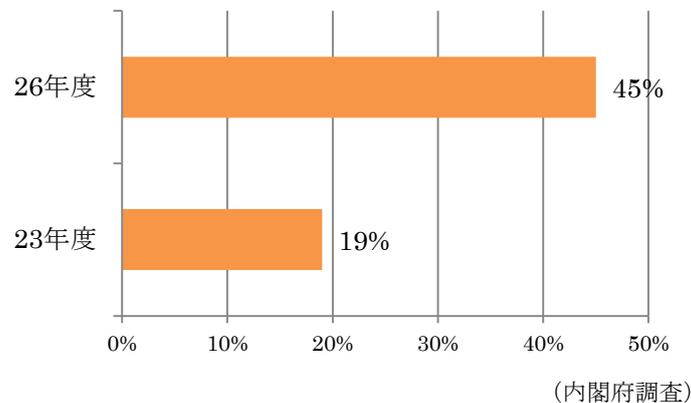
目指す姿

被害者が、心理的なケアを受けて立ち直り、実情に即した就業支援により、経済的に自立した生活を送っています。

現 状

- 平成26（2014）年度の内閣府調査で、「DVを受けたが経済的な不安から離婚しなかった」と答えた女性は45%で、3年前の前回調査から大きく増えています。

経済的不安から別れなかった女性



- ひとり親家庭等就業・自立支援センター（県が（一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会に委託して設置）において、就業相談員が、就職先の選定、適職相談などによる就職・転職の相談や、職場の人間関係の悩みなど、ひとり親家庭等の就業に関する相談に応じています。また、就業支援講習会の実施や、ハローワークからオンラインで求人情報の提供を受けるとともに、独自の求人開拓を行うことによる無料職業紹介業務を実施しています。
- 被害者は、長期にわたる暴力が引き起こすPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えている場合も多く、相談から自立までを見通した心理的ケアを含めた継続的支援の実施が求められています。

課 題

- 加害者と別れると生計が維持できないと考える被害者が多いことから、経済的自立のための就業支援を充実するとともに、受けられる支援内容の周知を図ることが必要です。

- 就業支援機関においては、被害者の抱えるPTSD等の障害や安全確保の問題など、被害者一人ひとりの状況に応じた就業支援を行うことが必要です。
- 配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者の状況に応じて公共職業安定所、職業訓練施設、女性センター、ひとり親家庭等就業・自立支援センター等における就業支援等についての情報提供と助言を行い、事案に応じ、当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の就業に向けた支援に努めることが必要です。

具体的取組

取 組	内 容
被害者及び同伴 児童への心理的 ケア（再掲） 重点4 重点3	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センター，総合精神保健福祉センター，市町保健センター等関係機関との連携により，相談・保護から自立までの一貫した心のケアにより，被害者及び同伴児童の自立を支援します。
相談窓口と就業 支援機関との連 携強化 重点4	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口と，ひとり親家庭等就業・自立支援センター，わーくわくママサポートコーナー及びひろしましごと館等との連携を強化し，就業を希望する被害者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな就業支援に取り組むため，これらの機関の相談員等に対し，被害者により適切に対応できるよう，被害者が抱えるメンタル面の問題を含む必要な研修を実施します。
自立支援策の情 報提供等の充実 重点4	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センターにおいて，常に最新の情報収集に努め，自立支援に関する情報提供や助言を行うとともに，事案に応じ，関係機関と連絡調整を行います。
就業の支援 重点4	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークやわーくわくママサポートコーナー，ひろしましごと館など，就職支援，職業訓練を行う関係機関と連携し，被害者に対して，就職に関する相談や職業訓練制度などの情報を提供するとともに，より実効性のある取組について検討します。 ・ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談，就業支援講習会等の就業支援による自立の促進を図ります。 ・県立高等技術専門校等の職業訓練の受講生に対して，必要に応じ産業カウンセラーによるカウンセリングを実施します。 ・自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等の活用による就業に向けた能力開発を支援します。

3 子供への支援の充実

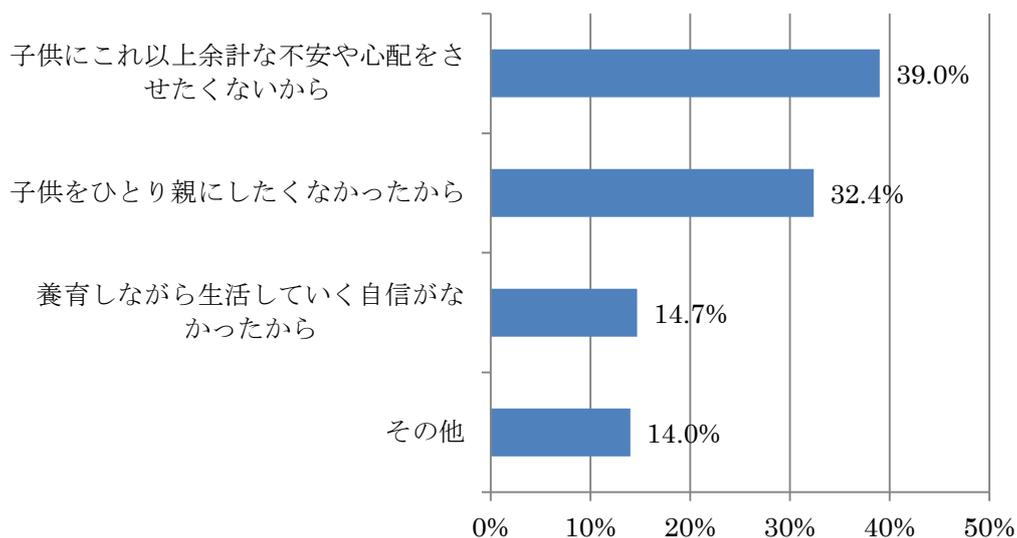
目指す姿

子供たちが必要な支援を受け、地域で見守られながら安心して暮らしています。

現 状

- 被害者が同伴する子供は、子供自身が親からの暴力の対象となっている場合があります。また、直接子供に対して向けられた行為ではなくても、子供の面前で行われるDVは子供の心身の健全な成長に影響を与える児童虐待に当たります。
- また、子供は転居や転校を始めとする生活の変化等により、種々の大きな影響を受けやすいと考えられます。
- こども家庭センター（児童相談所）においては、子供の精神的ダメージに対して、診断・助言等の必要な支援を行っています。

子供のことが原因で別れなかった理由



(H26 内閣府調査)

課 題

- 被害者が同伴する子供の精神的ダメージについても継続したケアを実施することが必要です。

- 加害者が、子供がそれまで通っていた学校や教育委員会に対して、子供の転出先の学校名等を聞き出そうとすることなども考えられ、関係機関が連携して被害者の居所が知られることが無いよう、配慮する必要があります。
- 虐待を受けた子供やその家庭に対する援助について、市町は要保護児童対策地域協議会と連携し、援助が必要な子供やその家庭に関する情報を関係機関で共有するとともに、必要に応じて、母子保健サービスや子育て支援サービス等により援助を行うことが必要です。

具体的取組

取 組	内 容
被害者及び同伴児童への心理的ケア（再掲） 重点4 重点3	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センター，総合精神保健福祉センター，市町保健センター等関係機関との連携により，相談・保護から自立までの一貫した心のケアにより，被害者及び同伴児童の自立を支援します。
要保護児童対策地域協議会との連携体制の構築（再掲） 重点4 重点3	<ul style="list-style-type: none"> ・市町DV防止ネットワークが構築され，要保護児童対策地域協議会と連携した地域の見守り体制が確保されるよう，未整備の市町に対して支援を行います。
子供に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者が同伴する子供の区域外就学の弾力的な運用，保育所への優先入所や放課後児童クラブ等の利用に関する柔軟な対応について，教育関係機関や市町関係機関へ働きかけます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等においては，被害者が同伴する子供に対する心のケアの実施について，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなどの支援を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者に対しては，保護命令の発令状況等について学校等に申し出をするよう促すとともに，こども家庭センター，学校等，教育委員会及び警察等の関係機関が連携し，子供の安全の確保を図ります。

4 生活の安定と心身回復へのサポート

目指す姿

被害者が、自立に向けた支援を受け、安心して暮らしています。

現 状

- 被害者や同伴する子供の精神的ダメージに対して、西部こども家庭センター（婦人相談所）で診断・助言等必要な支援を行っています。
- 被害者は、転居後も加害者の追跡がないか、居所をつきとめられるのではないかといった不安を抱えながら生活しています。
- 被害者が一時保護所、婦人保護施設、母子生活支援施設などを退所して自立する際に、保証人を確保できないことなどにより民間住宅等の賃借が困難な場合があります。

課 題

- 被害者や同伴する子供の精神的ダメージについて、継続したケアを実施することが必要です。
- 被害者が地域で安心して暮らせるよう、各関係機関は、必要な福祉制度の情報提供を行うとともに、警察等と連携した安全確保の支援を継続する必要があります。
- 公営住宅については、県営住宅及び12市町の市町営住宅において、被害者の優先入居による優遇措置を設けていますが、さらに拡充していくことが必要です。

具体的取組

取 組	内 容
被害者及び同伴 児童への心理的 ケア（再掲） 重点4 重点3	・こども家庭センター，総合精神保健福祉センター，市町保健センター等関係機関との連携により，相談・保護から自立までの一貫した心のケアにより，被害者及び同伴児童の自立を支援します。

安全確保に係る支援	・こども家庭センター、警察等の関係機関は、被害者に対して住民基本台帳の閲覧制限等の措置（住所又は居所を知られないようにするための措置）を教示するとともに、被害者が安心して被害防止交渉を行うことができるよう警察施設を利用するなど、継続的な被害者支援対策を実施します。
手当や貸付による経済的支援	・児童扶養手当制度や母子・父子・寡婦福祉資金貸付など各種の貸付制度に関する情報を提供し、経済的支援を図ります。 ・自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等の活用による就業に向けた能力開発を支援します。（再掲）
住宅確保に係る支援の充実	・市町営住宅においても、優先入居や目的外による一時使用など、県と同様の支援が実施されるよう、一層の普及に努めます。

5 関係機関・団体との連携強化

目指す姿

地域で関係団体の連携体制が確立され、相談から保護、自立支援まで、切れ目なく対応できる環境が整備されています。

現 状

- 被害者の自立支援のために、各種福祉施策をはじめ医療保険制度や住民基本台帳制度上の支援措置が講じられています。
- 自立生活移行の訓練の場として、婦人保護施設にステップハウス2棟を設置しています。

課 題

- 市町の窓口や福祉事務所では、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置、医療保険、年金の手続きや生活保護、生活困窮者自立支援制度、児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金等の現行諸制度の適用、マイナンバーの取扱い等について、適切に実施していく必要があります。

具体的取組

取 組	内 容
配偶者暴力相談支援センターを中心とした圏域内の連携	・被害者に対して適切な対応ができるよう、配偶者暴力相談支援センターを中心とした圏域ごとのブロック別連絡会議において、関係者による具体的な事例に基づいた検討や圏域の実情に応じた連携のあり方を検討し、取組の充実を図ります。
民間団体との連携事業の推進	・民間団体での相談事業や、被害者支援の経験を活かしたDV防止、被害者支援等に関する普及啓発活動及び各種研修を、民間団体と連携して実施します。
	・被害者同士の情報交換の場の提供や被害者に対する相談活動等の長期的なケア事業を、民間団体と連携して実施します。
	・民間団体によるDVの防止や被害者の支援の取組がさらに効果的に進められるよう、実効性のあった支援事例の情報共有を図るなど、連携体制を確保します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人の運営するシェルターが安定的に運営できるよう引き続き支援します。(再掲)
	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者更生に取り組む団体と関係機関が連携し、加害者に自分の行為がDVであることを気付かせて罪の意識を芽生えさせるとともに、DVに至った誤った意識を払拭させる周知・広報に取り組みます。(再掲)
	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク・アセスメントにより、危険度を的確に把握し、被害者の安全を確保したうえで、加害者に対して適切なアプローチを行う取組を検討することとし、医療機関や関係団体等に対し働きかけ、連携体制の構築を図ります。(再掲)
関係機関への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の自立支援には福祉事務所の果たす役割が大きいことから、生活保護、生活困窮者自立支援制度、児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金等の担当者研修等を通じて、各種制度の適切な運用について周知を図ります。 ・被害者の自立には欠くことができない医療保険制度等について、市町に対して必要な情報提供や助言等を行います。 ・住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置について、市町担当課への周知を徹底します。
市町における基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町に対する情報提供や助言を行い、基本計画の策定が円滑に進むよう働きかけます。 ・婦人相談員の設置による支援体制の強化や、配偶者暴力相談支援センターの設置について、市町に助言や情報提供等を行います。